

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2003-219768(P2003-219768A)
 【公開日】平成15年8月5日(2003.8.5)
 【出願番号】特願2002-23129(P2002-23129)
 【国際特許分類第7版】
 A 0 1 K 87/02
 【F I】
 A 0 1 K 87/02 A

【手続補正書】
 【提出日】平成16年10月19日(2004.10.19)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】発明の名称
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【発明の名称】竿体の嵌合構造及びその嵌合構造を有する釣竿

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】特許請求の範囲
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

大径竿体と、前記大径竿体の穂先側に振出形式に連結される小径竿体とを有する釣竿において、前記小径竿体を前記大径竿体に連結するための構造であって、穂先側から軸方向中央付近まで前記大径竿体の竿元側端部が挿入された状態で前記大径竿体の竿元側端部外周に固定される略筒状のストッパーリングと、前記ストッパーリングの竿元側に脱着自在に装着される尻栓とを備え、前記ストッパーリングは前記大径竿体が挿入された部分より竿元側の内周面に径内方向に突出した嵌合突起を有している、嵌合構造。

【請求項2】

前記ストッパーリングの嵌合突起は複数であり、それぞれ周方向に間隔を隔てて軸方向中央付近から竿元側にかけて軸方向に伸びている、請求項1に記載の嵌合構造。

【請求項3】

前記嵌合突起の穂先側端部は穂先側ほど拡径するテーパ面となっている、請求項2に記載の嵌合構造。

【請求項4】

前記ストッパーリングの内径は前記テーパ面の穂先側端部において段状に拡径している、請求項3に記載の嵌合構造。

【請求項5】

前記請求項1ないし請求項4記載の嵌合構造のいずれかを有する釣竿。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0007
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0007】

このため、図5に示すように、従来の元竿1では竿元側端部を部分的に大径化させてこの隙間を確保する方法や、部分的に大径化させなくても元竿1全体としてのテーパ変化を大きく設定し竿元側端部のこの隙間を確保する方法等が採用されている。しかし、このような竿体の大径化は竿体の硬化を招くことにもつながり竿の調子を損なう恐れがある。また、特に、連結する竿体の本数が少ない釣竿（例えば、2～4本程度の竿体を連結するに留まるような釣竿）にあっては、釣り操作時における竿の調子に対して占める元竿の寄与率が大きい。このため、可及的に元竿は小径化させ、元上竿との径差は小さく設定したい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の課題は、竿体同士の径差を小さくして竿の調子を維持しつつ、釣竿全体の長さを調整可能とする釣竿の嵌合構造及びその嵌合構造を有する釣竿を提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

発明4の嵌合構造は、発明3の構造であって、ストッパーリングの内径は前記テーパ面の穂先側端部において段状に拡径している。この構造では、段状に拡径した部分に大径竿体の竿元側端縁が当接して位置決めされる。そして、大径竿体と小径竿体との径差が小さく設定できる結果、収納状態において穂先側から挿入されてくる小径竿体の竿元側端部はテーパ面に当たって円滑に更に竿元側の嵌合突起の間へと導かれる。

さらに、発明5は、前記発明1ないし発明4の嵌合装置のいずれかを有する釣竿であり、それぞれの発明の特徴を有する釣竿を提供できる。